

## 伊賀衆の仲介人・山中長俊

小野 陽 菜

### はじめに

本稿の目的は、戦国織豊期の忍び・伊賀衆にかかわる「山中長俊」という人物に焦点をあて、その実態を未発表の史料を用いて明らかにすることである。

筆者は戦国の忍び・伊賀衆をテーマに卒業論文を執筆した。先行研究を踏まえつつ、『伊賀市史』<sup>①</sup>を中心に史料を集めて自分の説を確立させていった。具体的には、「伊賀衆」とはどのような立場の者たちでどのような活動をしていたのかといったことを推定し、未だ曖昧な部分が多い「伊賀惣国一揆」・「伊賀惣国一揆掟書」について考察を行った。また、織田家や甲賀国との関係についても研究した。特に、織田家に関しては伊賀衆と複雑な関係であったことを明らかにすることができた。敵対期間中に、伊賀衆を傭兵として雇っていたりしていたのである。また、その際に雇った側として記されていたのが、柴田勝家や後の豊臣秀吉であった。<sup>②</sup>そして、時代を下っていくと、伊賀衆は再び柴田勝家に雇われて活動していたことも分かったのだが、その柴田勝家と伊賀衆を繋ぐ役割を担っていた

者がいた。その者こそ、山中長俊である。

さて、そもその山中長俊という人物についての基本情報だが、齋藤氏によると、

山中長俊は天文一六年近江に生まれ、橘内と名乗り、初め佐々木承禎に仕え、後柴田勝家・丹羽長秀を経て、豊臣秀吉に仕えた。天正末年から文禄・慶長年間にかけて、秀吉の右筆・代官として活躍し、文禄二年一〇月三日には従五位下山城守に叙任されている。慶長五年の関原戦には西軍に属して改易され、同一年六一才で死去している。<sup>③</sup>

とのことである。仕える相手がよく変わっている。そして、後掲の【史料一】・【史料二】・【史料三】からは羽柴秀吉と柴田勝家の戦いにおいて柴田勝家陣営にいたということが分かる。つまり、ギリギリまで柴田勝家に仕えていたということになるであろう。そのことを踏まえると、その後には丹羽長秀を経てはいるものの、敵方であった豊臣秀吉に仕えてそのうえ「右筆・代官」という地位まで任されているというのが特徴的である。

しかし、現代においてこの山中長俊という人物、齋藤氏も「山中

長俊に関する研究は管見の限りきわめて少ない」と述べていたが、研究はまだまだあまりされていない様子で、どのように仕える人物を変えていたのかといったことも含めて、詳細な部分が判明してないのである。例えば、豊臣秀吉に仕えていた時代ならば右筆・代官という仕事をしていたことが少なくとも分かったが、さて、柴田勝家に仕えていた時代にはどのような仕事を任されていたのかについてとなると判明していないようなのである。

そこで、本稿では、柴田勝家に仕えていた時代の山中長俊が具体的にどのようなことをしていたのかについて探ってみることにした。しかし、柴田勝家に仕えていたその期間の正確な年代についてさえ知ることができなかった。そのため、斎藤氏の豊臣期における山中長俊について研究されていた論文において、検討対象年代を天正一八年（一五九〇）以降に定めていたことを参考にして、丹羽長秀時代が含まれてしまうものの天正一八年（一五九〇）以前をひとまずの史料搜索範囲、検討対象年代とした。<sup>5)</sup>

また、山中長俊の「山中氏」<sup>6)</sup>と言えは甲賀の者であり、それに関する研究はさかんであったようなのだが、本稿においては一族ではなくあくまで山中長俊一個人のみに焦点を絞るために、そちらの研究には触れずに進めていく。

## 一 『伊賀市史』内の山中長俊

ここでは本論の前提として既存の史料集からわかる山中長俊の動きを整理しておく。その中で山中長俊は、次のように登場していた。

【史料二】「佐久間盛政書状写」<sup>7)</sup>

従伊賀国、山中橋内<sup>8)</sup>かた迄使者御座候、路次<sup>9)</sup>おゐて則様体承候、幸之義<sup>10)</sup>御座候条、能々御内存被仰聞忝存候様被成御馳走候て、御かへし有之様<sup>11)</sup>と存知置候、委細首尾吉内<sup>12)</sup>可得御意候、此等之趣可預御披露候、恐々謹言、

閏正月（天正十二年）十日

<sup>13)</sup>佐久間 盛政（花押影）

小嶋志摩入道殿<sup>14)</sup>

これは、天正一一年（一五八三）閏正月以降、伊賀衆が羽柴秀吉と柴田勝家の対立に際して柴田勝家に味方している事例に関する史料である。<sup>15)</sup>「従伊賀国、山中橋内<sup>16)</sup>かた迄使者御座候」と、伊賀国から「山中橋内」へ、つまり、山中長俊へ使者が遣わされている。そして、「委細首尾吉内<sup>17)</sup>可得御意候」と、山中長俊が「委細首尾」等を処理するような立場であることが読み取れる。

また、【史料一】と同じく羽柴秀吉と柴田勝家の戦いに関する次の書状において、

【史料二】「柴田勝家書状写」<sup>18)</sup>

伊賀衆働之事、信楽・田上・和束・田原、何之口ニても見合、

火急二行專一候、彼面動次第石所々可宛行候、向後不可有相違候、得其意可申涉候、(佐久間盛政)尚佐玄・(柴山秀現ママ、規)徳五可申候、恐々謹言、

三月三日

(柴田)勝家(花押影)

(長俊)山中橋内殿

と、「伊賀衆働之事」などと述べられているように、最初のコンタクトだけでなく伊賀衆を雇用するうえでの交渉等にも関わる立場であったようである。「信楽・田上・和東・田原、何之口ニても見合、火急二行專一候」とあり、諸口いずれの口にも見合う、火急に行くことが専一だと、柴田勝家がなかなか差し迫った状況で伊賀衆を頼っていたことが読み取れる史料ではないだろうか。<sup>(1)</sup>

そして、文末に述べられている「尚佐玄・徳五可申候」の添え状においても、

【史料三】「徳山秀現・佐久間盛政連署添状写」<sup>(2)</sup>

就伊賀衆働之儀、信楽・田上・和東・田原之儀、調略共於令首尾後、所々可被宛行候、并一ヶ条御褒美知行分、如御直書、向後聊不可有相違候、於兩人不可如在候、其段被入念、才覚肝煎候、恐々謹言、

三月三日

(柴山)秀現(ママ、規)(花押影)

(佐久間)盛政(花押影)

(御宿所)山中橋内殿

といったように、「伊賀衆働之儀」について詳しく述べられている。また、よく使われる言葉かもしれないが、「入念」や「才覚肝要」

等、やはり伊賀衆が必要とされていた現場は緊張感のある雰囲気であったことが読み取れた。

これら三つの史料より、山中長俊は、重要な場面で伊賀衆の雇用に関わるものを一手に受けていた人物ということが考えられる。

## 二 柴田勝家時代の二史料

柴田勝家に仕えていた時代の山中長俊について知ることのできる史料を探した結果、二つのくずし字史料を見つけたことができた。よってここでは、その二つの史料を解読して内容を読み取り、考察したことを述べていく。

一つ目の史料は天正八年(一五八〇)の「柴田勝家書状」(史料四)である。この史料は、東京大学史料編纂所が影写本を所蔵しており、同所データベース上で公開している。また、底本は「伊佐早謙採集文書」であるが、今回は影写本のみを閲覧した。原文は次の通りである。

【史料四】「柴田勝家書状」<sup>(3)</sup>

加州凶徒等為成敗令出馬、方々申付段、可有其聞候、然者金澤一城候、是又則時可相果候、今般河豊備可有如何旨尋遣候、北陸道平均之基此時候条、有異見以無二之覚悟、被助手之様二御才覚專一候、於被抽忠切者以来御身上之儀○請取申候於委細者口状相含差越山中久藏候、猶佐久間玄蕃山中橋内可申候、恐々謹言

(天正八年)

閏三月二十四日

柴田勝家(花押)

山田修理亮殿

若林宗右衛門殿

進之候

書状の概要は次のようになる。柴田勝家は加賀国の凶徒たちを成敗するために出勢していた。そして、この書状の時期には金沢は一城のみとなっており、これもすぐに終わると考えられていた。また、河田長親の備えがどのようなか尋ねたことや、相手(宛所の二人)の忠節を受け取っていることなどが述べられている。使者は、山中久蔵・佐久間盛政・山中長俊の三人である。

続けて二つ目の史料は、一つ目の史料「柴田勝家書状」の添え状である天正八年(一五八〇)の「佐久間盛政等三名連署状」(史料五)である。この史料も「柴田勝家書状」と同じく、東京大学史料編纂所が影写本を所蔵しており、同所データベース上で公開している。また、底本も同じく「伊佐早謙採集文書」であるが、今回は影写本のみを閲覧した。原文は次の通りである。

【史料五】「佐久間盛政等三名連署状」<sup>①</sup>

就登州御備之儀、勝家以直書被申候、当表弥如存分被申付段、定而可有其聞候、此刻被助手、御入魂之様ニ御異見肝要候、其國能州歴面之衆不残在陣候、其外何茂同心候、御分別此時候、委儀山久蔵可被申候、御存之儀候間、無御<sup>(論)</sup>者御返答專一候、

兎角不及御思唯<sup>(論)</sup>御動連々候者、自然御後悔之儀、不可有其詮候処、早速ニ可有御馳走候、早急御両所不可過御才覚候、御身上之儀 公儀 修理亮丈夫ニ請取被申候、当口御警固之儀被仰付上者、従此方被申上通、可令首尾候、無二之御覚悟旨以可被引地事、此節候、為両三人相<sup>(尋)</sup>可申旨候之間、如此候、旁近々可申述候、恐々謹言、

(天正八年)

閏三月廿五日

山中橋内長俊(花押)

中村聞下齋宗教(花押)

佐久間玄蕃助盛政(花押)

山田修理亮殿

若林宗右衛門尉殿

御宿所

この書状は、【史料四】の添え状として、意向が詳しく述べられている。親密にやり取りすることの重要性を説きつつ、決断するときは今だとして能登国の備えについてすぐに返答するよう伝えている。また、後悔はさせないことや身上は柴田勝家が確実に受け取ったこと、当口の警固を命じられた際の処理方法についても伝えていく。

端的にこの二つの史料の内容を述べると、「加州」・「凶徒」といった文字や、天正八年(一五八〇)という年代などから、柴田勝家の加賀国平定に関係するものであると推測した。『加賀市史』に

よると、まず、天正三年（一五七五）八月、織田信長は越前を平定したその余勢を駆って加賀にも迫ったという。<sup>(15)</sup> その際に加賀の一向一揆は敗北したのだが、それ以来上杉謙信と和したことで、上杉・一向一揆と織田信長の対立といった構図になった。<sup>(16)</sup> そして、天正八年（一五八〇）四月の停戦を目前に、織田勢の柴田勝家は一斉に攻勢をとり、たちまち金沢御坊を陥落させた。<sup>(17)</sup> 【史料四】の「然者金澤一城候、是又則時可相果候」とは、この金澤御坊の即時陥落のことであり、相手に圧力をかけているものと考えられる。実際に陥落されていることから、それは効果的であったのではないだろうか。

また反対に、【史料四】から「於被抽忠切者以来御身上之儀」<sup>(18)</sup>「請取申候」、【史料五】からは「自然御後悔之儀、不可有其詮候処」「御身上之儀 公儀 修理亮丈夫ニ請取被申候」といったように、ただ圧力をかけるだけでなく安心させようとしている部分も読み取れた。山中長俊は、柴田勝家の使者三人のうち一人として登場していた。使者としてこの複雑な交渉を実際にこなしていたものと考えられる。このような交渉をされた相手である宛所の二人はどのような立場の者だったのかについては、次の章で詳しく述べる。

### 三 山田修理亮と若林宗右衛門尉

前章を踏まえつつ、ここでは両方の史料の宛所である山田修理亮殿と若林宗右衛門尉殿に注目する。しかし、両者ともどのような人

物であったのか先行研究等からは判明しなかったため、他の史料にあたり自身で人物比定から行った。

すると「長尾系図」内に、まず、山田修理亮の文字を見つけないとができた。

【史料六】「長尾系図」

（前略）

謙信様御譜代古志之侍衆

長尾紀伊守

長尾和泉守

長尾左馬助

小越平左衛門

庄田九郎三郎

山田修理亮

百束左馬助

右七人衆河田豊前守組御預ケ被指置。此外侍分八十騎。何茂御

譜代之衆也。（後略）

「謙信様御譜代古志之侍衆」七人の右から六人目である。この「謙信様の御譜代の古志の侍衆」は「古志長尾氏侍衆」だと考えられる。よって、「古志長尾氏」について調べてみることにした。『長岡市史』によると、普段は京都に住んでいた越後の守護である上杉氏の代官として、越後の各地に住み着いた者たちが存在したが、その者たちの中でも最大の勢力だったのが長尾氏であった。<sup>(19)</sup> 長尾氏

は、鎌倉時代から上杉に従っている古くからの家臣であり、室町時代を通して各地に住み着き支配の核をつくっていったのだが、その各地の中でも古志郡に入り拠点を置いた景春という人物が古志長尾氏の始まりとなった<sup>(20)</sup>。そして、時代は進み戦国時代、長尾景虎に越後に招かれた河田長親が古志長尾氏を継ぐことになり、新たに古志長尾家の家臣も多数加えられた<sup>(21)</sup>。つまり、山田修理亮は、古志長尾氏の家中であったところ、後に河田長親に仕えることになった者と考える。

また、山田修理亮が河田長親に仕えていた人物であったという主張を強めることができ、宛所二人への理解をさらに深めることができるであろう史料を見つけることができた。天正七年（一五七九）の「上杉景勝書状」である（史料七）。東京大学史料編纂所が影写本を所蔵しており、同所データベース上で公開している。また、底本は「伊佐早謙採集文書」であるが、今回は影写本のみを閲覧した。原文は次の通りである。

【史料七】「上杉景勝書状」

舊冬於糸魚川之地、豊前守如兼約去十六被打立候哉、無心許候、於届碎者先達若林宗右衛門二相合候也、扱又爰元備無異儀候、去十六日向高津及行、同廿日責落之、河東之壹令破却得彼地人数入置候、然者豊前守出勢之事堅就約諾、下郡へ遣飛脚始齋藤下野守其外揚河北之人数悉相催二月上旬可打上之段、参合候条其首尾無相違候様、異見簡用候、猶萬吉重而穴賢く、

（天正七年）

正月廿六日景勝（花押）

若林宗右衛門とのへ

山田修理亮とのへ

小越平左衛門尉とのへ

嶋倉左馬助とのへ

小幡九兵衛尉とのへ

この書状は、昨年（天正六年）の冬に河田長親が一月一六日に出勢することを約束したが、それに対して心許無く思っていたということ、さらに自分達の現況を伝えつつ、下郡へ飛脚を遣わして齋藤下野守朝信・その他揚河北の人々もせきたてることで、二月上旬には戦いを終わらせて参会する予定だということが述べられている。また、この書状を届けるにあたって「若林宗右衛門」が詳細を伝える役割を担っていたことが分かる。

端的に述べると、この書状は「御館の乱」と関係しているものであった。「豊前守」、つまり河田豊前守長親の状況を尋ねて、念を押しているようである。宛所の五人は、史料の内容自体と、既に明らかにした山田修理亮と同じく「長尾系図」に載っていた「小越平左衛門」もいることから、おそらく五人とも河田長親に仕えていた者たちだと考えられるだろう。よって、「柴田勝家書状」と「佐久間盛政等三名連署状」の宛所のもう一方、「若林宗右衛門」も、河田長親に仕えていた者だと考える。

また、河田長親と家臣の関係性が分かるものとして、『長岡市史』によれば、「越中の陣で戦っていた河田長親は、敵方の織田信長から上杉氏に背くように誘われたが配下の山田修理亮などの説得によって景勝を支援することになった」という出来事があった。特に山田修理亮は、河田長親の家臣たちの中でも力を持っており、説得をしてそれを受け入れてもらえるような良い関係性を築いていた人物と考えられるのではないだろうか。また、実際に、河田長親の側近としての働きやこの御館の乱における功績が評価されてか、後に独立した武将としての扱いも受けるようになった。つまり、山中長俊らが裏工作を行った先の人物の少なくとも一人は、それほどの力を持っていた人物であったということが分かった。

以上を踏まえながら、改めて「柴田勝家書状」と「佐久間盛政三名連署状」について検討すると、先に述べた通り、この二つの史料は柴田勝家の加賀国平定に関するものであった。そして、宛所の二人は河田長親に仕えていた者、上杉側の人間ということであった。つまり、織田側の人間が、戦っている相手であるはずの上杉側の人間に送った書状ということになる。加えて、内容を改めて見てみると、「今般河豊備可有如何旨尋遣候」「就登州御備之儀」と、本来は知るはずのない敵側の準備状況について尋ねていることが分かる。また、「御身上之儀 公儀 修理亮丈夫二請取被申候」といったように、内通する様子も見受けられる。「公議」は、ここでは織田信長権力のことだと捉えた。すると、「織田信長権力」の柴田勝家

が「確実に」受け取ったと伝えたこととなり、決してその場限りで軽く行われたものではないことが分かる。「於被抽忠切者以来御身上之儀○請取申候」と、相手から忠節を受け取ったことについて述べられていたことから、この内通は相手を騙すことでただ情報を引き抜くといったものではなく、人自体を引き抜くことを目的としていたと考える。山中長俊を含む柴田勝家から仕事を任されている三名は、特に役割を持ってこの戦の作戦に携わっていたことが読み取れるであろう。

つまり、柴田勝家に仕えていた時代の山中長俊は、このような人の引き抜き、裏工作をすることもあったということが分かった。柴田勝家から豊臣秀吉といったように、敵対勢力に属していたという経歴であるにもかかわらず右筆といった地位まで与えられていたのは、そのような能力が高く評価された可能性もあるのかもしれない。

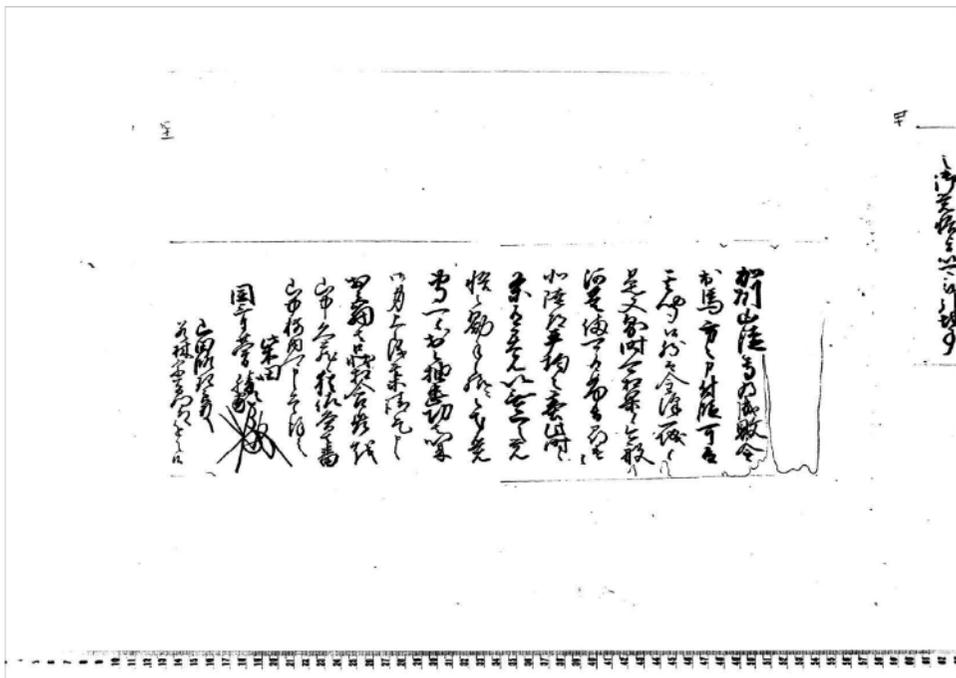
### おわりに

伊賀衆と柴田勝家の仲介人をしていたという以外、いまだ不明な点が多かった山中長俊について、東京大学史料編纂所のデータベースより得た計三つのくずし字史料を中心に、柴田勝家に仕えていた時代の活動の一端を解明することができた。それは、戦における人の引き抜き等の裏工作を担っていたというものであった。忍びの雇用人の引き抜きといった、作戦に深く関わってくる重要な仕事を

任されていることから、柴田勝家からの高い信頼が読み取れるのではないだろうか。この点は今後の山中長俊研究の一助になればと考える。

もちろん、彼はこのような仕事だけを任されていたわけではないであろう。また今回は平時の役割についても全く触れることができなかった。加えて、山中長俊がいかにして仕える者を変えていたのか、変えた先でなぜ高い地位にいられたのかについて等々でも調べることができなかった。今後の課題であろう。今回は検討できなかった甲賀・山中氏に関する研究も踏まえることで、より正確な結果を得られるとも考える。

〔付記〕 本稿は字数の関係で、卒業論文「戦国織豊期の伊賀衆についての一考察―様々な者との関係から―」の第三章を中心に大幅に縮小改訂したものである。



史料4:「柴田勝家書状」(東京大学史料編纂所所蔵)



文末脚注

- (1) 伊賀市『伊賀市史・資料編古代・中世』第四卷（伊賀市、二〇〇八年）
- (2) 「浅井長政書状」（『伊賀市史・資料編古代・中世』第四卷一六二九号）、伊賀市前掲注（一）書、七五〇頁。
- (3) 斉藤司「豊臣期、関東における山中長俊の動向」（『立正史學』第六〇号、立正大学史学会、一九八六年、七一―二〇頁）八頁。
- (4) 斉藤前掲注（三）論文、八頁。
- (5) 斉藤前掲注（三）論文、八一―九頁。
- (6) 石田晴男『中世山中氏と甲賀郡中惣』（同成社、二〇二一年）、等を参考。
- (7) 「佐久間盛政書状写」（『伊賀市史・資料編古代・中世』第四卷一六六五号）
- (8) 織田信孝から伊勢国神戸城を与えられた人物である「小島兵部少輔」か。「勢州軍記」下（『統群書類従』第二十一輯上合戦部巻五九八末、底本「宮内省図書寮（現書陵部）所蔵本」オンライン、「ジャパンナレッジ」インターネット、<https://japanknowledge.com/lib/display/?kw=%E5%B0%8F%E5%B3%B6%E5%85%B5%E9%83%A8%E5%B0%91%E8%BC%94&lid=91021V420057#V24200200>（二〇一三年一月八日最終アクセス））五七頁。】
- (9) 伊賀市前掲注（一）書、七八二頁。
- (10) 「柴田勝家書状写」（『伊賀市史・資料編古代・中世』第四巻一六六六号）
- (11) 久保氏は、この部分を「信楽口でも田上・和東・田原のどの口でも結構だから、見当をつけて火急の行動が先決だ。」と訳していた。「久保文武『伊賀市叢考』（図書印刷同朋舎、一九八六年）、三二七頁。】
- (12) 「徳山秀現・佐久間盛政連署添状写」（『伊賀市史・資料編・古代・中世』第四巻一六六七号）
- (13) 「柴田勝家書状」（オンライン、「東京大学史料編纂所 日本古文書ユニオンカタログ」、インターネット、<https://www.wap.hi.u-tokyo.ac.jp/ships/w21/detail/20170217000385>（二〇一三年六月二七日最終アクセス））
- (14) 「佐久間盛政等三名連署状」（オンライン、「東京大学史料編纂所 日本古文書ユニオンカタログ」、インターネット、<https://www.wap.hi.u-tokyo.ac.jp/ships/w21/detail/20170217000384>（二〇一三年六月二七日最終アクセス））
- (15) 加賀市史編纂委員会編『加賀市史・通史』上巻（加賀市役所、一九七八年）五一―頁。
- (16) 加賀市史編纂委員会前掲注（一五）書、五一―頁。
- (17) 加賀市史編纂委員会前掲注（一五）書、五一―頁。
- (18) 「長尾系図」（『統群書類従』第六輯上系図部巻一四六、底本「諸家系図纂（巻十三之三）」オンライン、「ジャパンナレッジ」インターネット、<https://japanknowledge.com/lib/display/?kw=%E5%B1%B1%E7%94%B0%E4%BF%AE%E7%90%86%E4%BA%AE&lid=91021V110264#V21104100>（二〇一三年一月六日最終アクセス））二六四頁。
- (19) 長岡市編『長岡市史・通史編』上巻（長岡市、一九九六年）一七三頁。
- (20) 長岡市前掲注（一九）書、一七三―一七四頁。
- (21) 長岡市前掲注（一九）書、二六八―二七一頁。
- (22) 「上杉景勝書状」（オンライン、「東京大学史料編纂所 日本古文書ユニオンカタログ」、インターネット、<https://www.wap.hi.u-tokyo.ac.jp/ships/w21/detail/20170217000380>（二〇一三年六月二七日最終

終アクセス)

- (23) この書状における「揚河北」にある地のようである。「中川佳奈  
「御館の乱の発生について…謙信政権下での景勝・景虎の役割とその  
背景」(『ゆけむり史学』創刊号、二〇〇七年、一五―二二頁、オン  
ライン、「別府大学機関リポジトリ」、インターネット [http://repo.  
beppu-u.ac.jp/modules/xoonips/detail.php?id=ys00104](http://repo.beppu-u.ac.jp/modules/xoonips/detail.php?id=ys00104) (二〇一三年  
一月七日最終アクセス) 博士論文) 二〇頁。]
- (24) 現在の北蒲原郡・岩船郡に相当する阿賀野川が当時揚河と呼ばれ、  
それより北が揚北と呼ばれ、そこにかまえる鎌倉期以来の国人たち  
による「揚北衆」というものが存在していた。「佐藤博信「戦国大名  
の形成過程―越後国の場合―」(阿部洋輔編『戦国大名論集九…上杉  
氏の研究』(吉川弘文館、一九八四年) 一九五―二三六頁) 二〇六  
頁。]
- (25) 上杉景勝と上杉景虎が上杉謙信の後継者の座を争った戦い。(長岡  
市前掲注(一九) 書、二七三―二七四頁。)
- (26) 長岡市前掲注(一九) 書、二七五頁。
- (27) 長岡市前掲注(一九) 書、二七八―二七九頁。